

区民委員会情報連絡

令和4年6月27日

情報連絡事項	頁
1 国民健康保険料口座振替新規加入促進キャンペーンの実施について . . .	2
2 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給適用期間の 延長について	3
3 後期高齢者医療被保険者証の一斉更新（2回）について	5

(区 民 部)

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法										
<p>1 国民健康保険料口座振替新規加入促進キャンペーンの実施について</p> <p>所管課 【国民健康保険課】</p>	<p>国民健康保険料口座振替新規加入促進キャンペーンを以下のとおり実施するため報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象者</p> <p>令和4年6月14日～12月1日の間に国民健康保険料の口座振替を新規に申込みした方。</p> <p>2 賞品及び当選者発表</p> <p>対象者の中から抽選で100名に、足立区内共通商品券2,000円分を進呈する。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえる。</p> <p>3 実施したことによる実績</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <caption>口座振替加入率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>加入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>37.65%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>37.66%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>38.55%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>39.03%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※キャンペーンは令和元年度から実施している</p> <p>4 今後の方針</p> <p>新規にポスターを作成し口座振替勧奨に努めていく。</p>	年度	加入率	平成30年度	37.65%	令和元年度	37.66%	令和2年度	38.55%	令和3年度	39.03%	<p>左記のとおり</p>	<p>区ホームページ、チラシ、あだち広報</p>
年度	加入率												
平成30年度	37.65%												
令和元年度	37.66%												
令和2年度	38.55%												
令和3年度	39.03%												

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p>2 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給適用期間の延長について</p> <p>所管課 【国民健康保険課、高齢医療・年金課】</p>	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における被保険者に対する傷病手当金の適用期間延長について3月の区民委員会にて報告をしたが、国からさらなる延長の通知があったため、適用期間を延長する。</p> <p>1 適用期間</p> <p>※ 療養のため労務に服することができない期間 延長前：令和2年1月1日～ 令和4年6月30日 延長後：令和2年1月1日～ <u>令和4年9月30日</u></p> <p>2 傷病手当金の概要【変更なし】</p> <p>(1) 対象者 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者で、給与等の支給を受ける被用者のうち、新型コロナウイルス感染症にり患等（感染又は発熱等症状により感染が疑われる場合を含む）し、療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった者</p> <p>(2) 支給額 直近の継続した3月間の給与等収入の合計額÷就労日数×2/3×日数（り患等により労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数）</p> <p>3 支給手続【変更なし】</p> <p>(1) 国民健康保険 足立区国民健康保険課への郵送申請を原則とする。労務に服することができなかった際の状況を聴き取りのうえ、希望者に申請書類一式を送付する。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度 東京都後期高齢者医療広域連合への郵送申請を原則とする。</p>	<p>施行期日 公布の日から施行</p>	<p>区広報紙 区ホームページ 東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ</p>

区へ相談で来庁した場合には、記載内容を確認の上、郵送用申請封筒（広域連合にて作成）をお渡しする。

4 規則改正等

(1) 足立区国民健康保険

「足立区国民健康保険条例施行規則」

令和4年6月公布

(2) 東京都後期高齢者医療広域連合

「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行期日及び適用期間の終期を定める規則の一部を改正する規則」令和4年6月公布

※ 申請書類の受付等の事務が発生しないため「足立区後期高齢者医療に関する条例」の改正は行わない。

5 支給実績（令和4年5月31日現在）

※ 令和4年度の実績

(1) 国民健康保険

ア 支給額 3, 576, 872円

イ 申請件数 119件

ウ 支給件数 110件

(2) 後期高齢者医療制度（東京都後期高齢者医療広域連合で受付・支給）

ア 支給額 46, 847円

イ 申請件数 2件

ウ 支給件数 2件

※ 令和3年度実績

(1) 国民健康保険

ア 支給額 9, 253, 763円

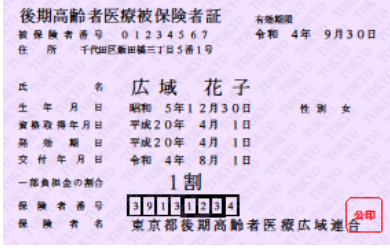
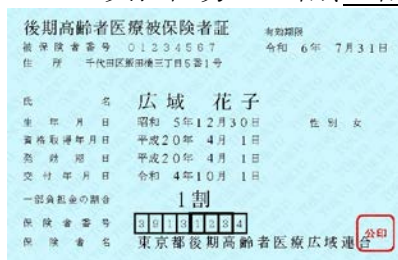
イ 支給件数 168件

(2) 後期高齢者医療制度（東京都後期高齢者医療広域連合で受付・支給）

ア 支給額 304, 269円

イ 支給件数 4件

区民委員会情報連絡一覧

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
<p>3 後期高齢者医療被保険者証の一斉更新（2回）について</p> <p>所管課 【高齢医療・年金課】</p>	<p>令和4年7月31日で、現行の被保険者証の有効期限が切れるため、一斉更新する。</p> <p>なお、令和4年10月から自己負担割合2割の区分が創設されるため、今回のみ、7月と9月に送付する。</p> <p>1 更新対象者 後期高齢者医療制度の被保険者全員 今回発送見込数 約88,000人 前回発送数 85,449人</p> <p>2 被保険者証を2回発行する理由 令和4年10月から自己負担割合2割の区分が創設されるため。</p> <p>3 更新後の被保険者証</p> <p>【1回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効期限（2か月間） 令和4年8月1日～9月30日 ・ 負担区分 1割、3割 <div style="text-align: center;">  <p style="margin-left: 20px;">色 藤色</p> </div> <p>【2回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効期限（1年10か月間） 令和4年10月1日 ～令和6年7月31日 ・ 負担区分 1割、2割（新規）、3割 <div style="text-align: center;">  <p style="margin-left: 20px;">色 水色 (予定)</p> </div>	<p>発送予定日</p> <p>【1回目】 令和4年7月15日</p> <p>※ 12日郵便局持込、15日以降順次発送</p> <p>【2回目】 令和4年9月16日</p> <p>※ 13日郵便局持込、16日以降順次発送</p>	<p>あだち広報、区ホームページ、あだち長寿医療だより、東京都後期高齢者医療広域連合作成の広報紙（新聞折込）、ポスター</p>

4 郵送返戻の対応

居住確認調査、送付先変更届手続き等により再送し、未着の解消を図る。